

## 論文の内容の要旨

論文題目 中華民国国民政府の憲政移行と司法

氏名 吉見 崇

中国国民党（以下、国民党）・中華民国国民政府（以下、国民政府）が訓政を開始した1928年10月から、中華民国憲法施行後に中華民国政府が成立する1948年5月までの憲政移行の過程で、法を機能させていく上で暴力を内在させている国家機構（検察、警察、そして軍隊）が、憲政との関わりにおいてどのような変容や再編を迫られ、いかなる改革が実施されたのか、これまでの中国近現代政治史研究は必ずしも明らかにしてこなかった。しかし、このような課題の解明は、国民党・国民政府による立憲主義的試みの核心を明らかにするとともに、最高指導者であった蔣介石の権力のあり方を明らかにする作業でもあり、中国近現代政治史研究において欠くことはできないと考える。

本稿は、抗日戦争（以下、抗戦）期から戦後にかけての時期を主たる対象としながら、国民政府による検察改革の過程を政治史的視角から分析するとともに、検察制度が政治体

制においていかに位置づけられたのかという問題意識から、行政権と司法権の間で顕在化した司法行政部の帰属問題を分析することを課題とし、憲政移行における国民党・国民政府の立憲主義的試みが持つ歴史的意義の検討を目指す、初歩的考察である。

1946年12月に制定された中華民国憲法が示すように、国民党・国民政府は、司法行政部の帰属問題を通じて、司法権の独立は裁判権の独立であると決定した。これは、裁判機関（法院）は干渉を受けず、司法行政は行政機関の一部門、という「近代国家」（陳之邁）の論理、そして三権制への接近を選択したものと言える。裁判権の独立が対峙した相手は、司法権は裁判権と司法行政権を包括するという主張であった。このような決定に至る過程を、立憲主義的視角から眺めれば、権力を分立させるとともに、行政権を制限または抑制するという思考が、胡漢民、伍朝枢、羅文幹の主張に見られるように、抗戦前より存在し、抗戦期の孫科、さらには戦後の政治協商会議（張君勱）、制憲国民大会へと繋がっていったと言える。

ただし、各人に程度の差こそあれ、そこには最高指導者である（またはそうなりつつあった）蔣介石の権力への警戒や反対という要因も一貫して伏在していた。抗戦前、蔣介石は、直接的に司法行政部の帰属問題をめぐる議論には関与しない一方で、司法行政部の人事決定には積極的に参与し、司法行政部は行政院と司法院の二重の監督を受けるべきだと主張した。さらに1942年11月の国民党第5期中央執行委員会第10次全体会議において、蔣介石は、不平等条約撤廃のみを見すえて、司法行政部の行政院への帰属を求める提案を出した。こうした蔣介石の動きは、司法権の独立を主張する人々にとって、行政権の干渉とともに警戒すべき相手が、権力を集中させた個人であったことを物語っている。

他方、検察改革に目を転じれば、国民政府期の検察は、政治勢力となるどころか、みずから積極的に犯罪を検挙することができず、また国民党・国民政府の汚職を摘発することもできず、厳しい批判を受ける存在であった。その一方で検察は、公訴権とともに強制処分権や公訴処分権といった強大な権限を有していた。

こうした検察を改革するにあたって、抗戦期から戦後の司法行政部が主張した指針は、「自訴」の範囲を拡大するとともに、強制処分権や公訴処分権を制限するというものであった。また第4期国民参政会の陳霆鋭らは、検察制度の廃止と「国家律師」制の創設を主張した。こうした検察改革の指針は、明らかに英米法系を標榜しながら、秩序の維持という役割を機能させることを目指すとともに、検察が有する権限の抑制を図って人権を保護しようとする、立憲主義的性格を備えたものであった。そして英米法系への接近と立憲主義的性格という特徴は、すでに抗戦前から存在し、当該期に顕在化した事実を看過してはならない。

また、国民政府期の検察改革は、第二次世界大戦後の日本の民主化過程において検察審査会が設置されたような、検察の民主化という文脈での改革ではなかったが、「自訴」という国民による起訴権の行使の範囲が一貫して拡大したことを踏まえれば、民主主義的性格も有した検察改革であったとすることができるだろう。